

新	旧
<p><u>(送達の方法)</u></p> <p>2 の 4 1 法第 2 条の 4((書類の送達等))の規定により国税通則法 (昭和 37 年法律第 66 号) 第 12 条((書類の送達))及び第 14 条((公示送達))の規定が準用される結果、税関長又は税関職員が発する書類の送達は、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号。以下この章において「信書便法」という。) 第 2 条第 6 項 (定義) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 (以下「信書便」という。) による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。</p> <p>なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、税関事務管理人が定められているときは、その税関事務管理人をいう (国税通則法第 12 条第 1 項ただし書) 。</p> <p>(1) 郵便又は信書便(以下この章において「郵便等」という。) による送達は、必ずしも書留 (郵便法第 58 条) 配達証明 (同法第 62 条) 等の特殊取扱いによる郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして税関長が認めるもの (以下この章において「配達証明郵便に準ずる信書便」という。) によることを要せず、普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によつて差し支えない。</p> <p>(2) 交付送達は、送達を受けるべき者の住所又は居所においてその送達を受けるべき者に直接交付することを原則とするが、その者に別段異議がないときには、出会つた場所その他その者の住所及び居所以外の場所で交付 (出会送達) することができる (国税通則法第 12 条第 4 項ただし書) 。</p> <p>なお、交付送達の場合において、送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときには、その者の使用人その他の従業者又は同居者 (親族又は生計を一にする者であることを要しない。) で、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することにより送達 (補充送達) することができる (同条第 5 項第 1 号) 。</p> <p>また、書類の送達を受けるべき者若しくは補充送達を受ける者が送達すべき場所におらず、又はそれらの者が正当な理由 (あて名の誤記等) なく書類の受領を拒んだときには、その書類を送達すべき場所 (建物の玄関、郵便受箱等) に差し置くことにより送達 (差置送達) することができる (同項第 2 号) 。</p> <p>(3) 公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所がともに明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認めら</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>れる場合に限り、これによるものとする(国税通則法第 14 条第 1 項)。この方法による場合には、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも交付する旨を税関の掲示場に掲示する(同条第 2 項)。この場合において、「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について書面調査、実地調査等をしてなおその住所及び居所がともに不明である場合をいい、「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、国交が断絶しており、又は開かれていないこと、国際郵便に関する条約がないこと、戦乱その他の非常事態の生じた地域で送達に重大な支障があること等の事情があり、送達が困難であると認められる場合をいう。</p> <p>(送達の効力)</p> <p>2 の 4 2 法第 2 条の 4 の規定による送達の効力は、次のとおりである。</p> <p>(1) 郵便等による送達又は交付送達の効力は、送達に係る書類がその送達を受けるべき者の了知し得べき状態におかれた時、すなわち、その送達を受けるべき者若しくはその使用人等に交付した時又は送達すべき場所に差し置いた時(郵便受箱に投入された時等) に生じ、一旦送達の効力を生じた書類が返還されても、その送達の効力に影響はない。</p> <p>(2) 郵便法第 57 条((特殊取扱いの種類)) に規定する特殊取扱いによる郵便以外の郵便若しくは特殊取扱いのうち速達の取扱いによる郵便又は信書便により書類を発送した場合には、その発送の事実がある限り、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定される(国税通則法第 12 条第 2 項)。これらの郵便等により発送した書類については、その推定が有効にできるようにするため、その名称、送達を受けるべき者の氏名又は名称、あて先及び発送年月日を確認することができるように記録しておくことを必要とする(同条第 3 項)。</p> <p>(3) 公示送達の効力は、送達すべき書類についての掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて 8 日目に生ずる。この期間は、その末日が休日等に該当しても延期されない(国税通則法第 14 条第 3 項)。</p> <p>督促状の送達を公示送達の方法によつて行つた場合には、掲示を始めた日が督促状を発送した日となる。</p> <p>なお、公示送達のための掲示書が送達の効力の発生前に破れ、又ははがれ</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>ても、その公示送達の効力に影響はない。</u></p> <p><u>(送達の実務)</u></p> <p><u>2の4 3 法第2条の4の規定による書類の送達は、実務上、次によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 通関業者が業務を行っている場合においては、その通関業者に送達して差し支えない。</u> <u>ただし、加算税賦課決定通知書の送達については輸入者宛に行うものとし、通関業者がその写しの交付を希望する場合には、輸入者の同意を必要とする。</u></p> <p><u>(2) 上記(1)の書類を郵便等によつて送達する場合には、それらの税関保存用書類に発送年月日を記載して整理する。</u></p> <p><u>(3) 郵便等による送達は、一般に普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によるが、差押えに関する書類等特に重要と認められるものについては、書留、配達証明等の特殊取扱いによる郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便による。</u></p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新				旧			
(協定税率を適用する国) 3 - 3 法第3条ただし書き ((条約による特別規定)) の規定に基づき、協定税率 (引下税率に限る。以下同じ。) を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。				(協定税率を適用する国) 3 - 3 法第3条ただし書き ((条約による特別規定)) の規定に基づき、協定税率 (引下税率に限る。以下同じ。) を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。			
我が国の税率適用状況表 (15.3.31 現在)				我が国の税率適用状況表 (14.3.31 現在)			
国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率	国 (地域) 名	国定税率	協定税率	便益税率
(アジア州)				(アジア州)			
(略)				(略)			
<u>ベトナム</u>			○	<u>ヴィエトナム</u>			○
(略)				(略)			
<u>マレーシア</u>		○		<u>マレイシア</u>		○	
(略)				(略)			
<u>カンボジア</u>			○	<u>カンボディア</u>			○
(略)				(略)			
<u>スリランカ</u>		○		<u>スリ・ランカ</u>		○	
<u>モルディブ</u>		○		<u>モルディヴ</u>		○	
(略)				(略)			
<u>東ティモール</u>	○			<u>東チモール</u>		○	
(略)				(略)			
<u>バーレーン</u>		○		<u>バハレーン</u>		○	
<u>サウジアラビア</u>			○	<u>サウディ・アラビア</u>			○
(略)				(略)			
<u>クウェート</u>		○		<u>クウェイト</u>		○	
<u>カタール</u>		○		<u>カタール</u>		○	
(略)				(略)			
<u>ヨルダン</u>		○		<u>ジョルダン</u>		○	
(略)				(略)			
アラブ首長国連邦		○		アラブ首長国連邦		○	
(略)				(略)			
<u>イエメン</u>			○	<u>ガザ</u>		○	
				<u>イエメン</u>			○

新旧対照表

(関税法基本通達)

新				旧			
国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率	国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率
(略)				(略)			
アルメニア		○		アルメニア		○	
(略)				(略)			
グルジア		○		グルジア		○	
<u>ヨルダン川西岸及びガザ</u>		○					
(ヨーロッパ州)				(ヨーロッパ州)			
(略)				(略)			
<u>ノルウェー</u>		○		<u>ノルウェー</u>		○	
(略)				(略)			
英国		○		連合王国		○	
(略)				(略)			
<u>ルクセンブルク</u>		○		<u>ルクセンブルク</u>		○	
(略)				(略)			
<u>バチカン</u>			○	<u>ヴァチカン</u>			○
(略)				(略)			
<u>セルビア・モンテネグロ</u>		○		<u>ユーゴスラヴィア連邦共和国</u>		○	
(略)				(略)			
<u>キプロス</u>		○		<u>サイプラス</u>		○	
(略)				(略)			
<u>ラトビア</u>		○		<u>ラトヴィア</u>		○	
(略)				(略)			
<u>モルドバ</u>		○		<u>モルドヴァ</u>		○	
(略)				(略)			
<u>スロベニア</u>		○		<u>スロヴェニア</u>		○	
<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>		○		<u>マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国</u>		○	
<u>チェコ</u>		○		<u>チェッコ</u>		○	
<u>スロバキア</u>		○		<u>スロヴァキア</u>		○	

新旧対照表

(関税法基本通達)

新				旧			
国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率	国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率
(北アメリカ州)				(北アメリカ州)			
(略)				(略)			
<u>グアテマラ</u>		○		<u>グアテマラ</u>		○	
<u>ホンジュラス</u>		○		<u>ホンデュラス</u>		○	
(略)				(略)			
<u>エルサルバドル</u>		○		<u>エル・サルヴァドル</u>		○	
<u>ニカラグア</u>		○		<u>ニカラグア</u>		○	
<u>コスタリカ</u>		○		<u>コスタ・リカ</u>		○	
(略)				(略)			
<u>トリニダード・トバゴ</u>		○		<u>トリニダッド・トバゴ</u>		○	
(略)				(略)			
<u>ハイチ</u>		○		<u>ハイティ</u>		○	
(略)				(略)			
<u>米領ヴァージン諸島</u>		○		<u>バージン諸島(米)</u>		○	
(略)				(略)			
<u>セントルシア</u>		○		<u>セント・ルシア</u>		○	
<u>アンティグア・バーブーダ</u>		○		<u>アンティグア・バーブーダ</u>		○	
(略)				(略)			
<u>セントクリストファー・ネイビス</u>		○		<u>セント・クリストファー・ネイヴィース</u>		○	
<u>セントビンセント</u>		○		<u>セント・ヴィンセント</u>		○	
<u>英領アンギラ</u>		○		<u>アンギラ(英)</u>		○	
(南アメリカ州)				(南アメリカ州)			
(略)				(略)			
<u>ベネズエラ</u>		○		<u>ヴェネズエラ</u>		○	
(略)				(略)			
<u>ボリビア</u>		○		<u>ボリヴィア</u>		○	
(略)				(略)			
<u>パラグアイ</u>		○		<u>パラグアイ</u>		○	
<u>ウルグアイ</u>		○		<u>ウルグアイ</u>		○	

新旧対照表

(関税法基本通達)

新				旧			
国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率	国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率
(アフリカ州)		○		(アフリカ州)		○	
アルゼンチン (略)		○		アルゼンティン (略)		○	
(略)				(略)			
チュニジア (略)		○		チュニジア (略)		○	
ギニアビサウ (略)		○		ギニア・ビサオ (略)		○	
シエラレオネ (略)		○		シエラ・レオーネ (略)		○	
コートジボワール (略)		○		象牙海岸共和国 (略)		○	
トーゴ (略)		○		トーゴ (略)		○	
ブルキナファソ カーボヴェルデ (略)		○	○	ブルキナ・ファソ カーボ・ヴェルデ (略)		○	○
ナイジェリア (略)		○		ナイジェリア (略)	○		
チャド (略)		○		チャード (略)		○	
コンゴ共和国		○		コンゴ共和国		○	
コンゴ民主共和国		○		コンゴ民主共和国		○	
ブルンジ (略)		○		ブルンディ (略)		○	
セントヘレナ及びその附属諸島(英)		○		セント・ヘレナ及びその附属諸島(英)		○	
エチオピア ジブチ (略)		○	○	エチオピア ジブチ (略)		○	○

新旧対照表

(関税法基本通達)

新				旧				
国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率	国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率	
(大洋州)			○	(大洋州)			○	
	<u>セーシェル</u> (略)				<u>セイシェル</u> (略)			
	<u>モーリシャス</u> (略)		○		<u>モーリシャス</u> (略)		○	
	(略)				(略)			
	<u>パプアニューギニア</u> (略)		○		<u>パプア・ニューギニア</u> (略)		○	
	<u>ニュージーランド</u>		○		<u>ニュー・ジールランド</u>		○	
	<u>クック諸島(ニュージーランド)</u>		○		<u>クック諸島(ニュー・ジールランド)</u>		○	
	<u>トケラウ諸島(ニュージーランド)</u>		○		<u>トケラウ諸島(ニュー・ジールランド)</u>		○	
	<u>ニウエ島(ニュージーランド)</u> (略)		○		<u>ニウエ島(ニュー・ジールランド)</u> (略)		○	
	<u>バヌアツ</u> (略)		○		<u>ヴァヌアツ</u> (略)		○	
	<u>ニューカレドニア(仏)</u> (略)		○		<u>ニュー・カレドニア(仏)</u> (略)		○	
	<u>ツバル</u>		○		<u>トゥヴァル</u>		○	
	(以下省略)				(以下省略)			
	(輸入(納税)申告書の撤回) 7-7 (略) (1) (略) (2) (略) (削る)				(輸入(納税)申告書の撤回) 7-7 略 (1) (同左) (2) (同左) (3) <u>定率法第21条第4項((認定手続))の認定手続が開始された貨物については、次のいずれかの申出があった場合には認定手続により侵害物品に該当すると認定され、又は該当しないと認定された後に当該申出が認められることとなるので留意する。</u>			

新	旧
<p>(貨物指定の取消し手続)</p> <p>7 の 7 - 2</p> <p>法第 7 条の 7 第 2 項((指定の取消等))に規定する特例輸入者が過去一年間にした又はすべきであった納税申告に係る指定貨物について修正申告等があったときは、当該指定貨物に係る法第 7 条の 2 第 1 項((申告の特例))の指定を原則として取り消すものとし、令第 4 条の 10((指定の取消し手続))の規定による特例輸入者への通知は、「貨物指定取消書」(C-9150)を交付することにより行うこととする。</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>9 の 6 - 6 令第 8 条の 2 ((担保の提供の手続))の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 提供しようとする担保が引取担保であるときは、担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に特定月に係る担保提供額を記載させようえ、特定月毎に、当該特定月の前月末日までに提供させる。ただし、二以上の特定月に係る担保をまとめて一の担保物件により提供したい旨の申出があつた場合には、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した指定貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行つた月数で除して得た額(当該前年において当該輸入予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行つたことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の 12 分の 1 に相当する額。以下この号において「算出担保額」という。)の 2 倍以上に相当する額の担保の提供があつた場合に限り、受理して差し支えない。</p> <p>なお、算出担保額は、対象となる指定貨物が複数ある場合において、指定貨物毎に算出するものではないので留意すること。</p> <p>また、提供しようとする引取担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄のかつこ書に、引取担保に係る提供額を記載させる。この</p>	<p><u>イ 認定手続において証拠を提出し、意見を述べるための期間中に積戻しを目的とする申告書の撤回の申出があつた場合</u></p> <p><u>ロ 現況等により侵害物品に該当する可能性が高いと認められる貨物について積戻しを目的とする申告書の撤回の申出があつた場合</u></p> <p>(貨物指定の取消し手続)</p> <p>7 の 7 - 2</p> <p>法第 7 条の 7 第 2 項((指定の取消等))に規定する特例輸入者が過去一年間にした又はすべきであった納税申告に係る指定貨物について修正申告等があったときは、当該指定貨物に係る法第 7 条の 2 第 1 項((申告の特例))の指定を取り消すものとし、令第 4 条の 10((指定の取消し手続))の規定による特例輸入者への通知は、「貨物指定取消書」(C-9150)を交付することにより行うこととする。</p> <p>(担保の提供等)</p> <p>9 の 6 - 6 令第 8 条の 2 ((担保の提供の手続))の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(4) 提供しようとする担保が引取担保であるときは、担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に特定月に係る担保提供額を記載させようえ、特定月毎に、当該特定月の前月末日までに提供させる。ただし、二以上の特定月に係る担保をまとめて一の担保物件により提供したい旨の申出があつた場合には、<u>一月当たりの引取担保提供額が</u>、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額(以下「前年確定税額」という。)の 12 分の 1 に相当する額以上の額であり、かつ、当該担保物件に係る担保提供額が前年確定税額の 12 分の 2 に相当する額以上の額の担保の提供があつた場合に限り、受理して差し支えない。</p> <p>なお、提供しようとする引取担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄のかつこ書に、引取担保に係る提供額を記載させる。この場合において、当該引取担保に係る提供額は、法第 9 条の 2 第 1 項から第 3 項までに規定する納期限延長に係る担保として使用しない。</p>

新	旧
<p>場合において、当該引取担保に係る提供額は、法第9条の2第1項から第3項までに規定する納期限延長に係る担保として使用しない。</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(5)～(7) (同左)</p>
<p>14の4 削除</p>	<p>(送達の対象となる書類)</p> <p>14の4 1 法第14条の4((送達))に規定する「<u>関税の確定、納付及び徴収に関する書類</u>」とは、<u>増担保提供命令通知書、更正通知書、決定通知書、賦課決定通知書(再賦課決定通知書を含む。以下本節において同じ。)</u>、<u>納税告知書、過誤納金充当通知書のほか、国税徴収の例により関税を徴収する場合における差押調書、差押解除通知書等を含む。</u></p> <p>(送達の方法)</p> <p>14の4 2 法第14条の4((送達))の規定により国税通則法第12条((書類の送達))及び第14条((公示送達))の規定が準用される結果、<u>関税に関する書類の送達は、原則として郵便による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>郵便による送達は、必ずしも書留(郵便法第58条)又は配達証明(同法第62条)等の特殊取扱いによることを要せず、普通取扱郵便によつて差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>交付送達は、送達を受けるべき者の住所又は居所においてその送達を受けるべき者に直接交付することを原則とするが、その者に別段異議がないときには、出会つた場所その他その者の住所及び居所以外の場所で交付(出会送達)することができる(国税通則法第12条第4項ただし書)。</u></p> <p><u>なお、交付送達の場合において、送達すべき場所において送達を受けるべき者に会わないときには、その者の使用人その他の従業者又は同居者(親族又は生計を一にする者であることを要しない。)で、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することにより送達(補充送達)することができる(同法第12条第5項第1号)また、書類の送達を受けるべき者又は補充送達を受ける者が送達すべき場所におらず、又はそれらの者が正当な理由(あて名の誤記等)なく書類の受領を拒んだときには、その書類を送達すべき場所(建物の玄関、郵便受箱等)に差し置くことにより送達(差置送達)することができる(同法第12条第5項第2号)。</u></p>

新	旧
	<p>(3) <u>公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所がともに明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合に限り、これによるものとする(国税通則法第 14 条第 1 項)。この方法による場合には、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも交付する旨を税関の掲示場に掲示する(同法第 14 条第 2 項)。この場合において、「書類の送達を受けるべき者」とは、納税管理人が定められているときは、納税者自身ではなく、その納税管理人をいい(同法第 12 条第 1 項ただし書)、「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について書面調査、実地調査等をしてもおおその住所及び居所がともに不明である場合をいい、「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、国交が断絶しており、又は開かれていないこと、国際郵便に関する条約がないこと、戦乱その他の非常事態の生じた地域で送達に重大な支障があること等の事情があり、送達が困難であると認められる場合をいう。</u></p> <p>(送達の効力)</p> <p><u>14 の 4 3 法第 14 条の 4 の規定による送達の効力は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>郵便による送達又は交付送達の効力は、送達に係る書類がその送達を受けるべき者の了知し得べき状態におかれた時、すなわち、その送達を受けるべき者若しくはその使用人等に交付した時又は送達すべき場所に差し置いた時(郵便受箱に投入された時等) に生じ、一旦送達の効力を生じた書類が返還されても、その送達の効力に影響はない。</u></p> <p>(2) <u>郵便法第 57 条((特殊取扱いの種類)) に規定する特殊取扱いによる郵便以外の郵便及び特殊取扱いのうち速達の取扱いによる郵便により書類を発送した場合には、その発送の事実がある限り、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定される(国税通則法第 12 条第 2 項)。</u></p> <p><u>これらの郵便により発送した書類については、その推定が有効にできるようにするため、その名称、送達を受けるべき者の氏名又は名称、あて先及び発送年月日を確認することができるように記録しておくことを必要とする(同条第 3 項)。</u></p> <p>(3) <u>公示送達の効力は、送達すべき書類についての掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて 8 日目に生ずる。この期間は不変期間であつて、その末日が休日に該当しても延期されない</u></p>

新	旧
<p>(船 (機) 用品の積み込みが認められる「保税地域」の意義等)</p> <p>23 1 法第 23 条第 1 項((外国貨物である船(機)用品の積み込み))に規定する保税地域の意義等については、次による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)のただし書の場合に該当し、法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置かれている貨物を船 (機) 用品として積み込もうとするときは、それらの貨物を税関官署に保税運送をさせた上、便宜、その税関官署を保税地域とみなして同項の規定による積み込みを認めて差し支えない。</p> <p>なお、郵便により送付されてきた船 (機) 用品を船舶等に積み込む場合においては、便宜、当該船 (機) 用品の到着した郵便局を保税地域とみなして、同項の規定による積み込みを認めて差し支えない。</p>	<p>(同法第 14 条第 3 項)</p> <p><u>督促状の送達を公示送達の方法によつて行つた場合には、掲示を始めた日が督促状を発送した日となる。</u></p> <p><u>なお、公示送達のための掲示書が送達の効力の発生前に破れ、又ははがれても、その公示送達の効力に影響はない。</u></p> <p>(送達の実務)</p> <p>14 の 4 4 法第 14 条の 4 の規定による関税の確定、納付及び徴収に関する書類の送達は実務上、次によるものとする。</p> <p>(1) <u>納税申告について通関業者が代理申告をしている場合においては、更正通知書、決定通知書、賦課決定通知書、納税告知書等の書類は、その通関業者に送達して差し支えない。</u></p> <p><u>ただし、加算税賦課決定通知書の送達については輸入者宛に行うものとし、通関業者がその写しの交付を希望する場合には、輸入者の同意を必要とする。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)の書類を郵便によつて送達する場合においては、それらの書類の原本に発送年月日を記載して整理する。</u></p> <p>(3) <u>郵便による送達は、一般に普通取扱郵便によるが、差押えに関する書類等特に重要と認められるものについては、書留又は配達証明等の特殊取扱いによる。</u></p> <p>(船 (機) 用品の積み込みが認められる「保税地域」の意義等)</p> <p>23 1 法第 23 条第 1 項((外国貨物である船(機)用品の積み込み))に規定する保税地域の意義等については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)のただし書の場合に該当し、法第 30 条第 1 項第 2 号の規定による税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置かれている貨物を船 (機) 用品として積み込もうとするときは、それらの貨物を税関官署に保税運送をさせた上、便宜、その税関官署を保税地域とみなして同項の規定による積み込みを認めて差し支えない。</p> <p>なお、郵便により送付されてきた船 (機) 用品を船舶等に積み込む場合においては、便宜、それらの船 (機) 用品の到着した郵政官署を保税地域とみなして、同項の規定による積み込みを認めて差し支えない。</p>

新	旧
<p>(指定保税地域の指定の要件)</p> <p>37 - 1 法第37条第1項((指定保税地域の定義))に規定する指定保税地域の指定は、次に掲げる各要件を充足する土地又は建設物その他の施設について行うものとする。</p> <p>なお、次に掲げる要件と関連し、税関においては、将来指定保税地域として指定する必要があると思われる土地又は建設物その他の施設の造成等が行われる場合においては、次の要件に関係を有することとなる諸事項をあらかじめ承知しておくため当該施設の所有者又は管理者から時宜に応じ所要の連絡を受けるよう留意する。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>港湾管理者が自ら運営し、若しくはその管理のもとに利用者の組織する事業協同組合若しくは借受者が運営し、又は指定法人等が自ら運営し、若しくはその管理のもとに借受者が運営するものであること。</u></p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(指定保税地域の運営の基準)</p> <p>37 - 3 指定保税地域の運営については、次の基準による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定保税地域運営協議会の組織及び協議内容は、次による。</p> <p>イ 組織</p> <p>(イ) <u>港湾管理者が自ら運営する場合</u> 税関、<u>関係地方公共団体及び港湾管理者(関係地方公共団体と港湾管理者とが同一であるときは、税関及び港湾管理者)</u>をもって組織する。</p> <p>(ロ) <u>港湾管理者の管理のもとに事業協同組合又は借受者が運営する場合</u> 税関、<u>関係地方公共団体、港湾管理者及び事業協同組合又は借受者(関係地方公共団体と港湾管理者とが同一であるときは、税関、港湾管理者及び事業協同組合又は借受者)</u>をもって組織する。</p> <p>(ハ) <u>指定法人等が自ら運営する場合</u> 税関、<u>港湾管理者及び指定法人等</u>をもって組織する。</p> <p>(ニ) <u>指定法人等の管理のもとに借受者が運営する場合</u> 税関、<u>港湾管理者、指定法人等、借受者及び借受者の委託を受けた荷役業者</u>をもって組織する。</p>	<p>(指定保税地域の指定の要件)</p> <p>37 - 1 法第37条第1項((指定保税地域の定義))に規定する指定保税地域の指定は、次に掲げる各要件を充足する土地又は建設物その他の施設について行うものとする。</p> <p>なお、次に掲げる要件と関連し、税関においては、将来指定保税地域として指定する必要があると思われる土地又は建設物その他の施設の造成等が行われる場合においては、次の要件に関係を有することとなる諸事項をあらかじめ承知しておくため当該施設の所有者又は管理者から時宜に応じ所要の連絡を受けるよう留意する。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) <u>港湾管理者が自ら運営し、若しくはその管理のもとに利用者の組織する事業協同組合が運営し、又は指定法人等の管理のもとに借受人が運営するものであること。</u></p> <p>(4) ~ (6) (同左)</p> <p>(指定保税地域の運営の基準)</p> <p>37 - 3 指定保税地域の運営については、次の基準による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 指定保税地域運営協議会の組織及び協議内容は、次による。</p> <p>イ 組織</p> <p>(イ) <u>港湾管理者が直接運営する場合</u> 税関<u>並びに</u><u>地方公共団体及び港湾管理者(関係地方公共団体と港湾管理者とが同一であるときは、税関及び港湾管理者)</u>をもって組織する。</p> <p>(ロ) <u>事業協同組合で代理運営する場合</u> 税関、<u>関係地方公共団体、港湾管理者及び事業協同組合(関係地方公共団体と港湾管理者とが同一であるときは、税関、港湾管理者及び事業協同組合)</u>をもって組織する。</p> <p>(新設)</p> <p>(ハ) <u>指定法人等が所有する場合</u> 税関、<u>港湾管理者、指定法人等、指定法人等から港湾施設の貸付けを受けた者(以下第4章において「借受者」という。)</u>及び借受者の委託</p>

新	旧
<p>□ (略)</p> <p><u>(3) 港湾管理者の管理のもとに事業協同組合又は借受者が運営する場合において、事業協同組合又は借受者は、正当な事由なくして輸出入貨物の蔵置等を拒んではならないものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>港湾管理者の管理のもとに事業協同組合又は借受者が運営する場合においては、土地又は建設物その他の施設は港湾管理者が管理するが、蔵置貨物の保管責任は、事業協同組合又は借受者が負うものとする。</u></p> <p><u>(6) 内国貨物については、指定保税地域の利用を妨げるおそれのない限り、蔵置することができるものとする。</u></p> <p>(指定法人等の管理のもとに借受者が運営する指定保税地域の運営の基準)</p> <p>37 - 4 <u>指定法人等の管理のもとに借受者が運営する指定保税地域の運営については、前記 37 - 3 によるほか次の基準による。</u></p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(許可の際に付する条件)</p> <p>42 - 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項((許可に際しての条件))の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)保存すべき旨の条件</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(税関空港の構内における出国者に対する外国貨物の保税販売)</p> <p>42 - 15 税関空港における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売又は保管施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。</p>	<p>を受けた荷役業者をもって組織する。</p> <p>□ (同左)</p> <p><u>(3) 港湾管理者の管理に係る指定保税地域については、原則として特定業者に対する専用貸付けは、認めないものとし、港湾管理者の管理のもとに事業協同組合が運営する場合にあっては、正当な事由なくして組合員の取扱いに係る輸出入貨物以外の輸出入貨物の蔵置等を拒んではならないものとする。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) <u>事業協同組合が運営する場合においては、土地又は建設物その他の施設は港湾管理者が管理するが、蔵置貨物の保管責任は、事業協同組合が負うものとする。</u></p> <p><u>(6) 輸出入に係のない内国貨物の蔵置は、原則として認めないものとする。</u></p> <p>(指定法人等の管理に係る指定保税地域の運営の基準)</p> <p>37 - 4 <u>指定法人等の管理に係る指定保税地域の運営については、前記 37 - 3 によるほか次の基準による。</u></p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(許可の際に付する条件)</p> <p>42 - 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項((許可に際しての条件))の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p><u>(3) 保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿書類で税関の指定するものを、2 年間保存すべき旨の条件</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(税関空港の構内における出国者に対する外国貨物の保税販売)</p> <p>42 - 15 税関空港における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売又は保管施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。</p>

新	旧
<p>保稅販売された物品の外国への送り出しは、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。</p> <p>なお、新たに保稅蔵置場の許可を行った場合には、速やかに本省に報告するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 税関手続は、次により行わせる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 上記イにより販売した物品については、当該物品の品名、数量及び蔵入承認番号(ただし、他の保稅蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保稅運送された物品については、当該保管用施設への蔵入承認を受けるまでの間は、直前の蔵入承認番号及び保稅運送承認書番号)を記載した搭載一覧表を作成させ、上記イにより作成した販売伝票とともに保存させるものとする。</p> <p><u>ハ 販売伝票及び搭載一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び搭載一覧表を整然とした表で提出させるものとする。</u></p> <p>ニ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43 の 3 - 2 法第 43 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認))の規定による外国貨物を保稅蔵置場に置くことの承認 (以下この項において「蔵入承認」という。)の申請手続については、次による。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>令第 36 条の 3 第 5 項((他法令による許可、承認等の確認))に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保稅蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの (以下この項において「許可、承認等」という。)</u>又は検査若しくは条件の具備を必要とするも</p>	<p>保稅販売された物品の外国への送り出しは、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。</p> <p>なお、新たに保稅蔵置場の許可を行った場合には、速やかに本省に報告するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(4) 税関手続は、次により行わせる。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イにより販売した物品については、当該物品の品名、数量及び蔵入承認番号(ただし、他の保稅蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保稅運送された物品については、当該保管用施設への蔵入承認を受けるまでの間は、直前の蔵入承認番号及び保稅運送承認書番号)を記載した搭載一覧表を作成させ、上記イにより作成した販売伝票とともに保存させるものとする。<u>この場合において、当該一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、税関が必要と認めた場合には、当該一覧表を整然とした表で提出させるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43 の 3 - 2 法第 43 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認))の規定による外国貨物を保稅蔵置場に置くことの承認 (以下この項において「蔵入承認」という。)の申請手続については、次による。</p> <p>(1)、(2) (同左)</p> <p>(3) <u>令第 36 条の 3 第 3 項((他法令による許可、承認等の確認))に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保稅蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの (以下この項において「許可、承認等」という。)</u>又は検査若しくは条件の具備を必要とするも</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>のである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70 - 3 - 1 (他法令による許可、承認等の確認) の別表第 1 <u>又は別表第 2</u> の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係る<u>これらの表の第 3 欄</u>に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ナ (略)</p> <p>(保税蔵置場に対する処分の基準等)</p> <p>48 - 1 保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項 ((許可の取消し等)) の規定に基づく処分を行おうする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。</p> <p>(1) 法第 48 条第 1 項第 1 号に基づく処分 イ～ハ (略)</p> <p>二 処分は、非違の事実に応じて、別表 1 及び別表 2 により算出した合計点数に基づき行うものとし、以下の事項を加味するものとする。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p><u>(ハ) 被許可者から非違があった旨の申し出があった場合には、算出した合計点数から、その 2 分の 1 に相当する点数を減算することができるものとする。</u></p> <p><u>ただし、保税担当部門による保税業務検査を行う旨の通知を行った後に申し出があった場合、当該非違が故意に行われたと認められる場合、保税担当部門が直近の保税業務検査において指導・指摘した事項について、業務の改善が図られず、当該非違が発生したと認められる場合等、減算することが不適切と認められる場合を除く。</u></p> <p>ホ～ヘ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>のである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70 - 3 - 1 (他法令による許可、承認等の確認) の別表第 1 <u>及び別表第 2</u> の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係る<u>同表第 3 欄</u>に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ～ナ (同左)</p> <p>(保税蔵置場に対する処分の基準等)</p> <p>48 - 1 保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項 ((許可の取消し等)) の規定に基づく処分を行おうする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。</p> <p>(1) 法第 48 条第 1 項第 1 号に基づく処分 イ～ハ (同左)</p> <p>二 処分は、非違の事実に応じて、別表 1 及び別表 2 により算出した合計点数に基づき行うものとし、以下の事項を加味するものとする。</p> <p>(イ)～(ロ) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ～ヘ (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>

新		旧	
別表 1 (本表の適用方法) (略) (留意事項) (略)		別表 1 (本表の適用方法) (同左) (留意事項) (同左)	
非 違 の 態 様	基礎点数 10 件以下	非 違 の 態 様	基礎点数 10 件以下
禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ~ (略)	3	禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 ~ (同左)	3
税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。 ~ (略) 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること(法第 44 条第 1 項(法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。 ~ (略)	2	税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。 ~ (同左) 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改装、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること(法第 44 条第 1 項(法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。 ~ (同左)	2
(許可の際に付する条件) 56 - 14 保税工場の許可をするに際しては、令第 51 条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する令第 35 条第 3 項((許可に際しての条件))の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1) ~ (2) (略) (3) <u>保税工場に出入れされる貨物及び保税作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日</u>		(許可の際に付する条件) 56 - 14 保税工場の許可をするに際しては、令第 51 条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する令第 35 条第 3 項((許可に際しての条件))の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1) ~ (2) (同左) (3) <u>保税工場に出入れされる貨物及び保税作業に関する帳簿書類を 2 年間保存すべき旨の条件</u>	

新	旧
<p>までの間)保存すべき旨の条件</p> <p>(4) (略)</p> <p>(許可の際に付する条件)</p> <p>62 の 8 - 8 総合保税地域の許可をするに際しては、令第 51 条の 15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用))で準用される令第 35 条第 3 項((許可に際しての条件))の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 被許可者及び貨物管理者は、総合保税地域内における貨物管理業務に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)保存すべき旨の条件</u></p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62 の 15 - 2 前記 62 の 15 - 1 に規定するほか、前記第 3 節から第 5 節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記 42 - 3 から 42 - 6 まで(保税蔵置場における貨物の同時蔵置・保税蔵置場における同時蔵置の特例・同時蔵置の特例の適用を受ける場合の届出・石油等を蔵置するタンクの取扱い)、42 - 14 (延べ面積の算定の方法)、42 - 15 (税関空港の構内における出国者に対する外国貨物の保税販売)、43 の 2 - 1 (外国貨物の蔵置期間の取扱い)、43 の 3 - 1 から 43 の 3 - 4 まで(外国貨物を置くことの承認に関する用語の意義等・外国貨物を置くことの承認の申請手続・蔵入先の保税蔵置場を管轄する税関以外の税関で蔵入承認する場合の取扱い・置くことの承認を受けない貨物の取扱い)及び 43 の 4 - 1 (外国貨物を置くことの承認等の際の検査)の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43 の 3 - 2 中「法第 43 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認))」とあるのは「法第 62 条の 10((外国貨物を置くこと等の承認))」と、「令第 36 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認の申請))」とあるのは「令第 51 条の 12 第 1 項((外国貨物を置くこと等の承認の申請))」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第 36 条の 3 第 2 項((外国貨物を置くことの承認申請の際の添付書類))」とあるのは「令</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(許可の際に付する条件)</p> <p>62 の 8 - 8 総合保税地域の許可をするに際しては、令第 51 条の 15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用))で準用される令第 35 条第 3 項((許可に際しての条件))の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p><u>(3) 被許可者及び貨物管理者は、総合保税地域内における貨物管理業務に関する書類で税関の指定するものを、2 年間保存すべき旨の条件</u></p> <p>(4) ~ (5) (同左)</p> <p>(その他の規定の準用)</p> <p>62 の 15 - 2 前記 62 の 15 - 1 に規定するほか、前記第 3 節から第 5 節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記 42 - 3 から 42 - 6 まで(保税蔵置場における貨物の同時蔵置・保税蔵置場における同時蔵置の特例・同時蔵置の特例の適用を受ける場合の届出・石油等を蔵置するタンクの取扱い)、42 - 14 (延べ面積の算定の方法)、43 の 2 - 1 (外国貨物の蔵置期間の取扱い)、43 の 3 - 1 から 43 の 3 - 4 まで(外国貨物を置くことの承認に関する用語の意義等・外国貨物を置くことの承認の申請手続・蔵入先の保税蔵置場を管轄する税関以外の税関で蔵入承認する場合の取扱い・置くことの承認を受けない貨物の取扱い)及び 43 の 4 - 1 (外国貨物を置くことの承認等の際の検査)の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43 の 3 - 2 中「法第 43 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認))」とあるのは「法第 62 条の 10((外国貨物を置くこと等の承認))」と、「令第 36 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認の申請))」とあるのは「令第 51 条の 12 第 1 項((外国貨物を置くこと等の承認の申請))」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第 36 条の 3 第 2 項((外国貨物を置くことの承認申請の際の添付書類))」とあるのは「令</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>第 51 条の 12 第 2 項((外国貨物を置くことの承認申請の際の添付書類))と、「令第 36 条の 3 第 3 項((他法令による許可、承認等の確認))」とあるのは「令第 51 条の 12 第 3 項((他法令による許可、承認等の確認))」と、43 の 3 - 4 中「3 月(法第 43 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認))の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。)以内」とあるのは「3 月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 前記 56 - 2 から 56 - 4 まで(保税作業に使用できる外国貨物、保税作業に使用できる消耗的補助原料の品目、「混合」の意義)、57 - 1 (外国貨物の蔵置期間の取扱い)、61 の 3 - 2 (保税作業によるさ細な副産物の引取り)、62 - 2 (外国貨物を置くことの承認手続)(1)及び(3)を除く)、62 - 3 から 62 - 7 まで(保税工場搬入貨物の承認申請の時期、置くこと等の承認を受けない貨物の使用、同一企業に属する保税工場間における一貫作業の簡易手続、保税作業による製品が積戻しできなくなった場合の取扱い、輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用)の規定は総合保税地域内において法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号((総合保税地域においてできる行為))に掲げる行為が行われる施設について準用する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>「令第 36 条の 3 第 3 項((他法令による許可、承認等の確認))」とあるのは「令第 51 条の 12 第 3 項((他法令による許可、承認等の確認))」と、43 の 3 - 4 中「3 月(法第 43 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認))の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。)以内」とあるのは「3 月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 前記 56 - 2 から 56 - 4 まで(保税作業に使用できる外国貨物、保税作業に使用できる消耗的補助原料の品目、「混合」の意義)、57 - 1 (外国貨物の蔵置期間の取扱い)、62 - 2 (外国貨物を置くことの承認手続)(1)及び(3)を除く)、62 - 3 から 62 - 7 まで(保税工場搬入貨物の承認申請の時期、置くこと等の承認を受けない貨物の使用、同一企業に属する保税工場間における一貫作業の簡易手続、保税作業による製品が積戻しできなくなった場合の取扱い、輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用)の規定は総合保税地域内において法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号((総合保税地域においてできる行為))に掲げる行為が行われる施設について準用する。</p> <p>(3) (同左)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新			旧		
(他法令による許可、承認等の確認) 70-1-1 輸出貨物についての法第70条((証明又は確認))の規定の適用については、次による。 (1)(略)			(他法令による許可、承認等の確認) 70-1-1 輸出貨物についての法第70条((証明又は確認))の規定の適用については、次による。 (1)(同左)		
法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 外国為替及び外国貿易法関係 (同左)	(略)	(略)	イ. 外国為替及び外国貿易法関係 (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)(略)	(略)	(略)	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ)(同左)	(同左)	(同左)
(ロ)文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	第44条((輸出の禁止)) 〔重要文化財又は重要美術品〕	同法第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注)輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品若しくは重要有形民俗文化財に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財部美術学芸課長又は国立京都博物館長が発行する「古美術品輸出鑑定証明書」の提出を行わせるものとする。	(ロ)文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	第44条((輸出の禁止)) 〔重要文化財又は重要美術品〕	同法第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注)輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財部美術学芸課長又は国立京都博物館長が発行する「古美術品輸出鑑定証明書」の提出を行わせるものとする。
	第56条の13の2 〔重要有形民俗文化財〕	同法第56条の13の2の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書		(新設)	(新設)
	第80条第1項 ((現状変更等の制限)) 〔天然記念物〕	同法第80条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更(輸出)許可書		第80条第1項 ((現状変更等の制限)) 〔天然記念物〕	同法第80条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更(輸出)許可書
(ハ)(略)	(略)	(略)	(ハ)(同左)	(同左)	(同左)
(ニ)鳥獣の保護及	第25条第3項 ((証明))	同法第25条第3項の規定により環境大臣が交付する適法捕獲等証明書	(ニ)鳥獣保護及狩	第20条ノ2第1項((証明))	同法第20条ノ2第2項の規定により環境省の適法捕獲証明官が発行した鳥獣適

新			旧		
<p>び狩獵 の適正 化に関 する法 律 (平成 14年 法律第 88号)</p> <p>(以下省略)</p>	(以下省略)	(以下省略)	<p>獵二関 スル法 律 (大正 7年法 律第 32号)</p> <p>(同左)</p>	(同左)	<p>法捕獲証明書</p> <p>(同左)</p>
<p>(積戻し申告の手続)</p> <p>75 - 1 - 1 法第 75 条((外国貨物の積戻し))に規定する外国貨物の積戻しの申告は、一般の輸出申告書の標題を「積戻し申告書」と訂正したものにより行わせ、その他の取扱いは、輸出貨物の場合の取扱いに準ずる。</p> <p>ただし、保税展示場から他の保税地域に運送された外国貨物の積戻しの申告は、<u>前記 62 の 3 - 7 (2) (保税展示場における積戻し申告の手続) に定めるところに準じて行わせることとして差し支えない。</u></p> <p>なお、積戻しの許可を受けた貨物の全部について積戻しが取止めとなつた場合の取扱いは、適宜の様式による積戻し取止届に積戻し許可書を添えて提出させ、許可書を回収して整理する。</p>			<p>(積戻し申告の手続)</p> <p>75 - 1 - 1 法第 75 条((外国貨物の積戻し))に規定する外国貨物の積戻しの申告は、一般の輸出申告書の標題を「積戻し申告書」と訂正したものにより行わせ、その他の取扱いは、輸出貨物の場合の取扱いに準ずる。</p> <p>ただし、保税展示場から他の保税地域に運送された外国貨物の積戻しの申告は、<u>前記 62 の 3 - 8 (2) (保税展示場における積戻し申告の手続) に規定するところに準じて行わせることとして差し支えない。</u></p> <p>なお、積戻しの許可を受けた貨物の全部について積戻しが取止めとなつた場合の取扱いは、適宜の様式による積戻し取止届に積戻し許可書を添えて提出させ、許可書を回収して整理する。</p>		
<p>(輸出郵便物の検査)</p> <p>76 2 1 輸出又は積戻しされる郵便物の検査については、次による。</p> <p>(1) 輸出される郵便物について、法第 76 条第 3 項((日本郵政公社からの通知))の規定による通知を受けたときは、令第 66 条第 1 項((郵便物の検査))の規定により日本郵政公社の職員の立会いを受けて検査をする。検査の結果、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行つた年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の(2)に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」(C 5110)で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有</p>			<p>(輸出郵便物の検査)</p> <p>76 2 1 輸出又は積戻しされる郵便物の検査については、次による。</p> <p>(1) 輸出される郵便物について、法第 76 条第 3 項((郵政官署からの通知))の規定による通知を受けたときは、令第 66 条第 1 項((郵便物の検査))の規定により郵政官署の職員の立会いを受けて検査をする。検査の結果、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行つた年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の(2)に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」(C 5110)で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を檢</p>		

新	旧
<p>無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 外国から本邦に到着した郵便物を受取人に交付する前に外国に積戻しすることになった場合においては、その郵便物の税関検査を省略して差し支えない。</p> <p>(4) 死滅し、又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物については、<u>国際郵便約款第 102 条((生物学上の材料))</u>の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査(家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)による検査を要する物品の場合)を受けなければならないことになっているので、上記(2)による事前検査を受けさせることとし、<u>国際郵便約款第 102 条(注 1)</u>の規定による日本郵政公社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があつたときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書(家畜伝染病予防法による検査を要する物品の場合)を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。</p> <p>(5) 放射性物質を包有する郵便物については、<u>国際郵便約款第 101 条((放射性物質))</u>の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、上記(2)による事前検査を受けさせることとする。</p> <p>なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>(輸入貨物の本船扱)</p> <p>67 の 2 - 3 - 1 令第 59 条の 3 第 1 項第 1 号((本船扱が認められる場合))に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 外国から本邦に到着した郵便物を郵政官署から受取人に交付する前に外国に積戻しすることになった場合においては、その郵便物の税関検査を省略して差し支えない。</p> <p>(4) 死滅し、又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物については、<u>国際郵便規則(昭和 34 年郵政省令第 3 号)第 69 条((生物学上の材料を包有する書状の差出))</u>の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査(家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)による検査を要する物品の場合)を受けなければならないことになっているので、上記(2)による事前検査を受けさせることとし、<u>国際郵便規則第 68 条第 1 項((研究機関の認可))</u>の規定による郵政事業庁長官の認可を受けた研究機関から事前検査の申請があつたときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書(家畜伝染病予防法による検査を要する物品の場合)を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。</p> <p>(5) 放射性物質を包有する郵便物については、<u>国際郵便規則第 69 条の 2((放射性物質を包有する郵便物))</u>の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、上記(2)による事前検査を受けさせることとする。</p> <p>なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>(輸入貨物の本船扱)</p> <p>67 の 2 - 3 - 1 令第 59 条の 3 第 1 項第 1 号((本船扱が認められる場合))に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)、(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>(イ)、(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物（<u>以下この項において「無税品」という。</u>）であること。 <u>なお、当該無税品には、暫定法第8条の4第1項の規定の適用を受ける暫定法別表第3の第2欄に掲げる物品は含まれないものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(輸入貨物の搬入前申告扱) 67 の 2 - 3 - 3 令第 59 条の 3 第 1 項第 4 号 ((搬入前申告扱が認められる場合)) に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱の承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ)、(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>暫定法第8条の6</u> ((暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用))</p> <p>(ニ) ~ (ハ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(イ)、(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物（<u>以下、本項において「無税品」という。</u>）であること。 <u>なお、当該無税品には、原則として特惠関税の適用を受けて無税となる貨物（暫定法第8条の3第1項の規定により政令をもつて特惠関税の適用が停止された貨物を除く。）は含まれないものとする。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(輸入貨物の搬入前申告扱) 67 の 2 - 3 - 3 令第 59 条の 3 第 1 項第 4 号 ((搬入前申告扱が認められる場合)) に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱の承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イ (略)</p> <p>(イ)、(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>暫定法第8条の6第1項から第3項まで</u> ((暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用))</p> <p>(ニ) ~ (ハ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新			旧		
(他法令による許可、承認等の確認) 70 - 3 - 1 輸入貨物については法第 70 条第 1 項又は第 2 項((証明又は確認))の 規定の適用については、次による。 (1)～(3) (略) 別表第 1			(他法令による許可、承認等の確認) 70 - 3 - 1 輸入貨物については法第 70 条第 1 項又は第 2 項((証明又は確認))の 規定の適用については、次による。 (1)～(3) (略) 別表第 1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．外国為替及び外国貿易法関係 (イ)及び (ロ)(略)	(略)	(略)	イ．外国為替及び外国貿易法関係 (イ)及び(ロ) (同左)	(同左)	(同左)
ロ．輸入制限、禁止関係 (イ)～(レ) (略) (ヲ)郵便切手類模造等取締法 (昭和 47 年法律第 50 号)	(略) 第 1 条((輸入の禁止))	(略) 第 1 条第 2 項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する省令(昭和 47 年郵政省令第 31 号)附録様式 2 に定める様式のもの) (注) 輸入申告に係る郵便切手類が「郵便切手類模造等取締法」に規定する模造切手類に該当するか否かにつき疑義を生じた場合には、適宜 <u>日本郵政公社</u> に照会すること。この場合には、 <u>日本郵政公社の外国郵便課長</u> から「郵便切手類模造等の許可について」により回答があることとなっている。	ロ．輸入制限、禁止関係 (イ)～(レ) (同左) (ヅ)郵便切手類模造等取締法 (昭和 47 年法律第 50 号)	(同左) 第 1 条((輸入の禁止))	(同左) 第 1 条第 2 項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する省令(昭和 47 年郵政省令第 31 号)附録様式 2 に定める様式のもの) (注) 輸入申告に係る郵便切手類が「郵便切手類模造等取締法」に規定する模造切手類に該当するか否かにつき疑義を生じた場合には、適宜 <u>郵政官署</u> に照会すること。この場合には、 <u>当該郵政官署の外国郵便課長</u> から「郵便切手類模造等の許可について」により回答があることとなっている。
(ツ)及び(ネ) (略)	(略)	(略)	(ツ)及び(ネ) (同左)	(同左)	(同左)

新			旧		
<p>(ナ) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)</p>	<p>第2条第1項((農薬の登録))</p>	<p>(1) 輸入物品が第1条の2((定義))に規定する農薬である場合には、第2条第3項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」の原本又は農林水産省生産局生産資材課において証明した登録票の原本の記載と相違ない旨を証明した当該登録票の写し</p> <p>(2) 輸入物品が第15条の2((外国製造農薬の登録))に規定する農林水産大臣の登録を受けた外国製造農薬である場合には、同条第6項において準用する第7条((製造者及び輸入者の農薬の表示))に規定する表示がされていることを当該輸入物品に明示されていることの確認</p> <p>(3) 輸入物品が「農薬取締法第2条第1項の登録を要しない場合を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省令第2号)で定める物品である場合には、農林水産省生産局生産資材課の確認済印が押印された「農薬輸入願」又はその写し</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い)</p> <p>76 4 2 輸入郵便物が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまつて貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。</p> <p>なお、法第77条第1項((課税の通知))及び第4項((納付書による納付))の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書(後記77 4 1を参照)が名あて人に送付された後に、名あて人から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があつたときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類に</p>			<p>(関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い)</p> <p>76 4 2 輸入郵便物が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまつて貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。</p> <p>なお、法第77条第1項((課税の通知))及び第4項((納付書による納付))の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書(後記77 4 1を参照)が名あて人に送付された後に、名あて人から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があつたときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類に</p>		

新	旧
<p>さきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出させ、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めたときはその旨を<u>日本郵政公社</u>に通知する。</p> <p>(生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い)</p> <p>76 4 5 死滅し、又は腐敗しやすい生物学上の材料を包有する研究機関あての輸入郵便物について、検査が必要であると認められた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の場合において、通関局所在の税関官署においては検査が困難であるとき、又は上記(1)以外の場合には、次の要領により名あて研究機関内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。</p> <p>イ 郵便物は、検査未済のまま研究機関あてに配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の名あて面に「未検査、保税扱」と記載した符せんを貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」(C 5091)3通(原本、通知用、日本郵政公社用)を作成し、1通(原本)を税関に保管し、他の2通を郵便物に添えて<u>日本郵政公社</u>に引き渡す。<u>日本郵政公社</u>は、1通(日本郵政公社用)を保存し、他の1通を名あて研究機関に送付する。</p> <p>ロ 研究機関に、法第30条第1項第2号((許可を受けて保税地域外に置く外国貨物))の規定による他所蔵置の許可及び法第63条第1項((保税運送))の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を<u>配達郵便局</u>に提示させ、その郵便物を交付する。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い)</p> <p>76 4 6 放射性物質を包有する輸入郵便物について、<u>日本郵政公社</u>から法第76条第3項((<u>日本郵政公社</u>からの通知))の規定による通知を受けた場合は、直ちに名あて人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類(販売業者(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第4条第1項)又は許可使用者(同法第3条第1項)にあつては、同法第9条((許可証))に規定する許可証又はその写し、届出使用者(同法第3条の2第1項)にあつては、その使用について文部科学大臣に届け出たことを証する書類)、郵便物の外装容器に記載された「Matières Radioactives. Quantites admises au transport par la poste. (放射性物質。</p>	<p>さきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出させ、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めたときはその旨を<u>郵政官署</u>に通知する。</p> <p>(生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い)</p> <p>76 4 5 死滅し、又は腐敗しやすい生物学上の材料を包有する研究機関あての輸入郵便物について、検査が必要であると認められた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の場合において、通関局所在の税関官署においては検査が困難であるとき、又は上記(1)以外の場合には、次の要領により名あて研究機関内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。</p> <p>イ 郵便物は、検査未済のまま研究機関あてに配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の名あて面に「未検査、保税扱」と記載した符せんを貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」(C 5091)3通(原本、通知用、<u>郵政官署</u>用)を作成し、1通(原本)を税関に保管し、他の2通を郵便物に添えて<u>郵政官署</u>に引き渡す。<u>郵政官署</u>は、1通(<u>郵政官署</u>用)を保存し、他の1通を名あて研究機関に送付する。</p> <p>ロ 研究機関に、法第30条第1項第2号((許可を受けて保税地域外に置く外国貨物))の規定による他所蔵置の許可及び法第63条第1項((保税運送))の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を<u>配達郵政官署</u>に提示させ、その郵便物を交付する。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い)</p> <p>76 4 6 放射性物質を包有する輸入郵便物について、<u>郵政官署</u>から法第76条第3項((<u>郵政官署</u>からの通知))の規定による通知を受けた場合は、直ちに名あて人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類(販売業者(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第4条第1項)又は許可使用者(同法第3条第1項)にあつては、同法第9条((許可証))に規定する許可証又はその写し、届出使用者(同法第3条の2第1項)にあつては、その使用について文部科学大臣に届け出たことを証する書類)、郵便物の外装容器に記載された「Matières Radioactives. Quantites admises au transport par la poste. (放射性物質。郵送許容量)」</p>

新	旧
<p>郵送許容量)」の表示(万国郵便条約の施行規則(平成7年郵政省告示第643号)第2402条第2項)等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。</p> <p>(輸入郵便物からの検査試料の採取)</p> <p>76 4 7 輸入郵便物の包有物の一部を税関の検査試料として法第105条第1項第3号((見本採取等の権限))の規定により採取する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 受領書(適宜の様式による。)と引換えに、<u>日本郵政公社</u>から検査試料として必要な数量の交付を受ける。</p> <p>(2) 税関は、「税関検査試料採取通知書」(C 5092)を3部(原本、通知用、<u>日本郵政公社用</u>)作成し、さきに<u>日本郵政公社</u>に交付した受領書と引換えに2部(通知用、<u>日本郵政公社用</u>)を<u>日本郵政公社</u>に交付する。この場合において、検査試料に残りがあるときは、当該残りを添付する。</p> <p>(交付できない郵便物の関税等の徴収)</p> <p>76 4 9 法第76条第4項において準用する法第70条第3項((他法令による証明が得られない貨物等についての輸入の不許可))の規定により名あて人に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、<u>日本郵政公社</u>において、これを公売又は売却することとなった場合(差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。)においては、その公売又は売却する<u>日本郵政公社</u>からその旨通知を受け、法第97条第3項((税関職員以外の公務員により処分される物件についての関税の徴収))及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第8条第1項第3号((税関職員以外の公務員により処分される外国貨物についての内国消費税の徴収))並びに地方税法第72条の100第1項((貨物割の賦課徴収等))の規定により、当該郵便物を取得する者からその関税及び内国消費税等を直ちに徴収することになるので、留意する。</p> <p>(書籍等を包有する輸入郵便物の通関関係書類に係る事後一括提出の取扱い)</p> <p>76 4 10 次の(1)に掲げる物品(以下この項において「書籍等」という。)を包有する輸入郵便物を(2)に掲げる輸入者が輸入する場合には、(3)及び(4)の要領により一定期間分の当該郵便物の通関関係書類を、事後、一括して提出させ</p>	<p>の表示(万国郵便条約の施行規則(平成7年郵政省告示第643号)第2402条第2項)等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。</p> <p>(輸入郵便物からの検査試料の採取)</p> <p>76 4 7 輸入郵便物の包有物の一部を税関の検査試料として法第105条第1項第3号((見本採取等の権限))の規定により採取する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 受領書(適宜の様式による。)と引換えに、<u>郵政官署</u>から検査試料として必要な数量の交付を受ける。</p> <p>(2) 税関は、「税関検査試料採取通知書」(C 5092)を3部(原本、通知用、<u>郵政官署用</u>)作成し、さきに<u>郵政官署</u>に交付した受領書と引換えに2部(通知用、<u>郵政官署用</u>)を<u>郵政官署</u>に交付する。この場合において、検査試料に残りがあるときは、当該残りを添付する。</p> <p>(交付できない郵便物の関税等の徴収)</p> <p>76 4 9 法第76条第4項において準用する法第70条第3項((他法令による証明が得られない貨物等についての輸入の不許可))の規定により名あて人に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、<u>郵政官署</u>において、これを公売又は売却することとなった場合(差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。)においては、その公売又は売却する<u>郵政官署</u>からその旨通知を受け、法第97条第3項((税関職員以外の公務員により処分される物件についての関税の徴収))及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第8条第1項第3号((税関職員以外の公務員により処分される外国貨物についての内国消費税の徴収))並びに地方税法第72条の100第1項((貨物割の賦課徴収等))の規定により、当該郵便物を取得する者からその関税及び内国消費税等を直ちに徴収することになるので、留意する。</p> <p>(書籍等を包有する輸入郵便物の通関関係書類に係る事後一括提出の取扱い)</p> <p>76 4 10 次の(1)に掲げる物品(以下この項において「書籍等」という。)を包有する輸入郵便物を(2)に掲げる輸入者が輸入する場合には、(3)及び(4)の要領により一定期間分の当該郵便物の通関関係書類を、事後、一括して提出させ</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>ることができるものとする。</p> <p>(1) 本取扱いの対象となる郵便物は、次に掲げる物品で無税品であるものとする。</p> <p>イ 印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物(関税率表第 49.01 項)</p> <p>ロ 新聞、雑誌その他の定期刊行物(関税率表第 49.02 項)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ハ 楽譜(関税率表第 49.04 項)</p> <p>ニ 地図、海図その他これらに類する図(関税率表第 49.05 項)</p> <p>ホ 設計図及び図案並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの(関税率表第 49.06 項)</p> <p>ト その他の印刷物(関税率表第 49.11 項)</p> <p>(関税の納付前における郵便物の受取り)</p> <p>77 4 3 法第 77 条第 6 項((関税の納付前における郵便物の受取り))の規定による関税の納付前における郵便物の受取りの取扱いについては、次による。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 通関局は保管中の郵便物について関税の納付前におけるその受取りを承認したときは、その郵便物について、<u>通関局以外の郵便局</u>に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課税をしない場合と同様の手続により名あて人に交付する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(亡失郵便物に係る関税等の徴収)</p> <p>77 4 5 前記 77 4 1 の規定により、国際郵便物課税通知書及び納付書を添付して<u>日本郵政公社</u>に引き継いだ輸入郵便物が、<u>日本郵政公社</u>で取扱中に亡失した場合には、当該郵便物に係る関税及び内国消費税は徴収しないこととして処理する。</p> <p>(シンガポール協定原産地証明書の発給機関)</p> <p>68 - 5 - 14 令第 61 条第 4 項 シンガポール協定原産地証明書の有効性 に規定する「発給につき権限を有する機関」は、<u>シンガポール税関 (Singapore Customs)</u>をいい、シンガポール協定原産地証明書に押印する印章の印影及び</p>	<p>ることができるものとする。</p> <p>(1) 本取扱いの対象となる郵便物は、次に掲げる物品で無税品であるものとする。</p> <p>イ 印刷した書籍、小冊子、リーフレットその他これらに類する印刷物(関税率表第 49.01 項)</p> <p>ロ 新聞、雑誌その他の定期刊行物(関税率表第 49.02 項)</p> <p>ハ <u>幼児用の絵本及び習画本</u>(関税率表第 49.03 項)</p> <p>ニ 楽譜(関税率表第 49.04 項)</p> <p>ホ 地図、海図その他これらに類する図(関税率表第 49.05 項)</p> <p>ヘ 設計図及び図案並びに手書き文書並びにこれらをカーボン複写し又は感光紙に写真複写したもの(関税率表第 49.06 項)</p> <p>ト その他の印刷物(関税率表第 49.11 項)</p> <p>(関税の納付前における郵便物の受取り)</p> <p>77 4 3 法第 77 条第 6 項((関税の納付前における郵便物の受取り))の規定による関税の納付前における郵便物の受取りの取扱いについては、次による。</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(4) 通関局は保管中の郵便物について関税の納付前におけるその受取りを承認したときは、その郵便物について、<u>郵政官署</u>に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課税をしない場合と同様の手続により名あて人に交付する。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(亡失郵便物に係る関税等の徴収)</p> <p>77 4 5 前記 77 4 1 の規定により、国際郵便物課税通知書及び納付書を添付して<u>郵政官署</u>に引き継いだ輸入郵便物が、<u>郵政官署</u>で取扱中に亡失した場合には、当該郵便物に係る関税及び内国消費税は徴収しないこととして処理する。</p> <p>(シンガポール協定原産地証明書の発給機関)</p> <p>68 - 5 - 14 令第 61 条第 4 項 シンガポール協定原産地証明書の有効性 に規定する「発給につき権限を有する機関」は、<u>シンガポール国際企業庁 (International Enterprise Singapore Board)</u>をいい、シンガポール協定原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連</p>

新	旧
<p>署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(貨物の所有者不明の場合における留置権者への残金の交付)</p> <p>85 - 6 法第 85 条第 2 項((質権者又は留置権者への残金の交付))において、収容のうえ公売又は売却された所有者不明の貨物に対する運賃及び保管料に係る債権に基づき、その留置権者から公売代金等の残金交付の請求があった場合における取扱いは、次による。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) これらの取扱いをする場合には、税関において当該貨物に係るマニフェスト (又は訂正マニフェスト) ポートノート等とも対照して当該貨物に係る運賃又は保管料についての留置権が存在していたことを確認するとともに、交付請求に係る運賃又は保管料が他の同種の貨物に係る運賃又は保管料等と比較して妥当なものであることを確認する。</p> <p>(税関事務管理人の事務の範囲)</p> <p>95 - 1 法第 95 条第 1 項((税関事務管理人))に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項等をいう。</p> <p>(1) 法又は定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく検査の立会い</p> <p>(2) 税関長又は税関の支署その他の税関官署の長 (所属職員を含む。以下「税関長等」という。) が発する書類 (電子情報処理組織を使用した通知を含む。以下この項において同じ。) の受領</p> <p>(3) 法第 95 条第 1 項に規定する申告者等(次項から 95- 4 までにおいて「申告者等」という。) への税関長等から受領した書類の送付</p> <p>(4) 関税の納付及び還付金等の受領</p> <p>(税関事務管理人の届出手続)</p> <p>95 - 2 法第 95 条第 2 項((税関事務管理人))の規定による届出の手続は、次による。</p> <p>(1) 税関事務管理人の届出は、「税関事務管理人届出書(消費税等納税管理人届出書兼用)」(C-7500) 2 通 (原本、交付用) を法第 95 条第 2 項に規定する税関関係手続等を行う税関官署に提出することにより行わせ、うち 1 通 (交付用) に受理印 (C-5000) を押なつて届出者に交付する。</p> <p>この場合において、当該届出書を提出すべき税関官署が二以上あるときは、いずれか一の税関官署に提出させるものとする。</p>	<p>絡する。</p> <p>(貨物の所有者不明の場合における留置権者への残金の交付)</p> <p>85 - 6 法第 85 条第 2 項((質権者又は留置権者への残金の交付))において、収容のうえ公売又は売却された所有者不明の貨物に対する運賃及び保管料に係る債権に基づき、その留置権者から公売代金等の残金交付の請求があった場合における取扱いは、次による。</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) これらの取扱いをする場合には、税関において当該貨物に係るマニフェスト (又は訂正マニフェスト) ポートノート、<u>搬入届</u>等とも対照して当該貨物に係る運賃又は保管料についての留置権が存在していたことを確認するとともに、交付請求に係る運賃又は保管料が他の同種の貨物に係る運賃又は保管料等と比較して妥当なものであることを確認する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>(2) 上記(1)の規定により届出書が提出された場合には、必要に応じて、申告者等が実在すること及び申告者等と税関事務管理人との間の委任契約関係等を確認するものとする。</p> <p>(3) 税関事務管理人の解任の届出は、「税関事務管理人解任届出書(消費税等納税管理人解任届出書兼用)」(C-7510)2通(原本、交付用)を上記(1)の届出書を提出した税関官署に提出することにより行わせ、うち1通(交付用)に受理印(C-5000)を押なつして届出者に交付する。</p> <p>(税関事務管理人の権限の消滅)</p> <p>95 - 3 税関事務管理人の権限は、その解任によるほか、申告者等の死亡(法人にあつては、その解散(合併による解散を除く。))以下この項において同じ。)若しくは破産又は税関事務管理人の死亡若しくは破産若しくは税関事務管理人が後見開始の審判を受けることによつて消滅する。</p> <p>(税関事務管理人の権限の消滅後の効果)</p> <p>95 - 4 税関事務管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、税関事務管理人であつた者によつて行われた、又は税関事務管理人であつた者に対して行つた行為は、申告者等(税関関係手続等を行う義務を継承した者を含む。以下この項において同じ。)によつて行われた又は申告者等に対して行つた行為とするものとする。</p> <p>(税関事務管理人と通関業の関係)</p> <p>95 - 5 税関事務管理人による、法第95条第1項((税関事務管理人))に規定する税関関係手続等の処理が、通関業法第2条第1号((定義))に掲げる通関業務を業として行う場合に該当する場合には、同法第3条((通関業の許可))の規定による許可を受けなければならないので留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>